

長野県漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第23号

長野県漁船法施行細則の一部を改正する規則

長野県漁船法施行細則（昭和26年長野県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(変更登録申請)」に改め、同条中「第14条第1項の変更登録申請書の様式は、」を「第17条第1項の変更の登録の申請は、漁船変更登録申請書（」に、「による」を「」により行う」に改める。

第2条を次のように改める。

(登録票の検認に係る届出)

第2条 漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第11条の2第2項の届出は、漁船登録票の検認に係る届出書（様式第2号）により行うものとする。

様式第2号中「(様式第2号)」を「(様式第2号)（第2条関係）」に、

「漁船登録票検認申請書」を「漁船登録票の検認に係る届出書」に、「下記」を「漁船法第13条の規定」に、「してください」を「受けたいので、下記のとおり届け出ます」に、

検認を受ける希望場所 及び期日				
		を		

に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

園芸特産課

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第24号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の一般国道18号の項中

「 蛇沢大橋（上田市大字住吉字島田 225番1地先）から上田市大字秋和 字堂屋敷1296番2地先まで（バイパ ス）	両側各300メートル以内	を
「 蛇沢大橋（上田市大字住吉字島田 225番1地先）から上田市大字秋和 字堂屋敷1296番2地先まで（バイパ ス）	両側各300メートル以内	に、「上水内
一般国道18号との交差点（上田市大 字上塩尻字横堰170番の3地先）か ら一般国道143号との交差点まで （バイパス）	両側各100メートル以内	」

郡信濃町道信濃幹線1号線との交差点」を「県道杉野沢黒姫停車場線との交差点（上水内郡信濃町大字柏原字西岡1256番の10地先）」に改め、同表の一般国道19号の項中「木曾郡山口村大字山口205番の149地先」を「木曾郡山口村大字山口205番の244地先」に、「木曾郡木曾福島町道鉄管橋線」を「木曾郡木曾福島町道神戸和合線」に、「松本市大字蟻ヶ崎2299番の1地先」を「松本市新橋2299番の1地先」に、「東筑摩郡生坂村道陸郷大町線」を「東筑摩郡生坂村道1級2号線」に、「東筑摩郡生坂村9501番地先」を「東筑摩郡生坂村9504番の2地先」に、

北安曇郡八坂村に向かって左側500メートル以内及び右側200メートル以内。ただし、次に掲げる地域を除く。

- 1 東筑摩郡生坂村5220番地先から県道上生坂信濃松川停車場線との交差点までの区間の両側各50メートル以内の地域
- 2 東筑摩郡生坂村道梶本大久保線との交差点から東筑摩郡生坂村道陸郷広津線との交差点までの区間の両側各50メートル以内の地域

北安曇郡八坂村に向かって左側500メートル以内及び右側200メートル以内。ただし、東筑摩郡生坂村道1級1号線のうち東筑摩郡生坂村道西158号線との交差点から東筑摩郡生坂村道2級8号線との交差点までの区間の両側各50メートル以内の地域を除く。

を

に、「上水内

郡信州新町大字水内字宮平3023番の2地先」を「上水内郡信州新町大字水内字宮平3022番の4地先」に改め、同表の一般国道20号の項中「諏訪郡富士見町大字落合8691番の3地先」を「諏訪郡富士見町大字落合8673番の8地先」に改め、同表の一般国道117号の

一般国道18号との交差点（上水内郡豊野町大字蟹沢字南曾峯236番の3地先）から県道中野豊野線との交差点（上水内郡豊野町大字蟹沢字手子塚1290番の4地先）まで

項中

一般国道18号との交差点（上水内郡豊野町大字蟹沢字南曾峯236番の3地先）から上水内郡豊野町と下水内郡豊田村との境界まで

を

に改

上水内郡豊野町大字蟹沢字南曾峯236番の3地先から同町と下水内郡豊田村との境界まで（バイパス）

め、同表中

一般国道148号	県道小島信濃木崎停車場線との交差点(大町市大字平字稲尾12748番地先)から大町市大字平字築場21487番地先まで	両側各300メートル以内
	大町市大字平字築場21487番地先から同市と北安曇郡白馬村との境界まで(バイパス)	
	佐野坂トンネル南口(大町市大字平23497番の2地先)から大町市と北安曇郡白馬村との境界まで	両側各100メートル以内

を

一般国道143号	一般国道18号との交差点から一般国道143号との交差点まで(バイパス)	両側各100メートル以内
一般国道148号	大町市道木崎野口泉線との交差点から大町市と北安曇郡白馬村との境界まで	両側各300メートル以内

に

改め、同表の一般国道152号の項中「茅野市北山字多羅本通3415番の1地先)から茅野市北山字西浦1074番の5地先」を「茅野市北山3415番の1地先)から茅野市北山1074番の5地先」に、「茅野市字北山字大道下2643番の1地先から同市北山字三辻1812番の1地先」を「茅野市道2B74号線のうち茅野市北山2643番の1地先から同市北山1812番の1地先」に、「県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との交差点(茅野市本町西4674番の10地先)」を「茅野市道1B402号線との交差点」に改め、同表の一般国道403号の項中

一般国道292号との交差点(中野市大字吉田字立石木122番地先)から県道中野豊野線との交差点(中野市大字七瀬字前田89番の2地先)まで	両側各50メートル以内
---	-------------

を

一般国道292号との交差点(中野市大字吉田字立石木122番地先)から県道中野豊野線との交差点(中野市大字七瀬字前田89番の2地先)まで	両側各50メートル以内
中野市と上高井郡小布施町との境界から上高井郡小布施町道434号線との交差点まで	両側各100メートル以内

に改め、同表の

県道真田東部線の項中「起点(小県郡真田町大字長字上野屋敷2485番地先)」を「小県郡真田町道大畑横沢線との交差点」に改め、同表中

県道松本空港塩尻北インター線	起点から高速自動車国道中央自動車道長野線塩尻北インターチェンジまで	両側各500メートル以内
----------------	-----------------------------------	--------------

を

県道中津川南木曾線	岐阜県と長野県との境界から一般国道256号との交差点まで	両側各500メートル以内
県道松本空港塩尻北インター線	起点から高速自動車国道中央自動車道長野線塩尻北インターチェンジまで	両側各500メートル以内

に

改め、同表の県道中野豊野線の項中

中野トンネル東口から県道上今井停車場安源寺線との交差点（中野市大字栗林字松原562番の1地先）まで（バイパス）	両側各100メートル以内
県道上今井停車場安源寺線との交差点（中野市大字立ヶ花字清水山裏397番の1地先）から高速自動車国道関越自動車道上越線中野インターチェンジ料金所まで	両側各100メートル以内

を

中野トンネル東口から高速自動車国道関越自動車道上越線信州中野インターチェンジ料金所まで（バイパス）	両側各100メートル以内
---	--------------

に改め、同表の

県道長野大町線の項中

上水内郡小川村大字高府3500番地1地先から同村大字高府7489番地1地先まで	両側各100メートル以内
上水内郡小川村大字高府7489番地1地先から同村大字高府13366番地2地先まで(バイパス)	
上水内郡小川村大字高府13366番地2地先から同村大字小根山4162番地2地先まで	
上水内郡小川村大字小根山4162番地2地先から同村大字小根山3771番地1地先まで(バイパス)	
上水内郡小川村大字小根山3771番地1地先から同村大字小根山2084番地1地先まで	
上水内郡小川村大字小根山2084番地1地先から北安曇郡美麻村字道下26047番地7地先まで(バイパス)	
北安曇郡美麻村字道下26047番地7地先から県道白馬美麻線との交差点まで	

を

上水内郡小川村大字高府3500番地1地先から北安曇郡美麻村15492番地先まで	両側各100メートル以内
北安曇郡美麻村15492番地先から県道小島信濃木崎停車場線との交差点まで	両側各200メートル以内
県道小島信濃木崎停車場線との交差点から大糸線との交差点まで	両側各100メートル以内

に改め、同表中

県道長野荒瀬原線	長野市道若槻2号線との交差点から上水内郡牟礼村大字平出字鍛冶久保1083番の1地先まで(バイパス)	両側各50メートル以内	を
	上水内郡牟礼村大字平出字鍛冶久保1083番の1地先から同村大字平出字鍛冶久保1043番の1地先まで		
	上水内郡牟礼村大字平出字鍛冶久保1043番の1地先から同村大字平出字行人塚2962番の2地先まで(バイパス)		
県道中津川南木曽線	岐阜県と長野県との境界(木曾郡山口村大字神坂1536番の1地先)から一般国道256号との交差点まで	両側各500メートル以内	

県道長野荒瀬原線	長野市道若槻2号線との交差点から上水内郡牟礼村大字平出字行人塚2962番の2地先まで	両側各50メートル以内	に
県道上田丸子線	一般国道143号との交差点(上田市大字吉田字三丁町50番の18地先)から上田市道横山神畑線との交差点(上田市大字小島字下小島574番の10地先)まで(バイパス)	両側各100メートル以内	

改め、同表の県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線の項中「(駒ヶ根市赤穂5番の1地先)」を削り、同表の県道杉野沢黒姫停車場線の項中「上水内郡信濃町大字野尻字高沢2165番地先」を「上水内郡信濃町大字野尻字高沢2369番の1地先」に、「上水内郡信濃町大字柏原字向原1871番地先」を「上水内郡信濃町大字柏原字中原1429番の2地先」に、「上水内郡信濃町道信濃幹線1号線」を「信越本線」に、「信越本線との交差点」を「一般国道18号との交差点(上水内郡信濃町大字柏原字毛無2378番の2地先)」に改め、同表の県道柏矢丁田沢停車場線の項中「南安曇郡豊科町大字南穂高6403番の11地先」を「南安曇郡豊科町大字南穂高6125番地先」に、「南安曇郡豊科町大字南穂高1180番の4地先」を「南安曇郡豊科町大字南穂高1180番の7地先」に改め、同表中

県道小島信濃木崎停車場線	一般国道148号との交差点(大町市大字平字稲尾12748番地先)から大町市道木崎野口線との交差点まで	両側各300メートル以内
県道御牧原大日向線	北佐久郡北御牧村道御牧原幹線との交差点から北佐久郡北御牧村道切久保御牧原線との交差点まで	両側各100メートル以内
県道三水中野線	県道中野豊野線との交差点(中野市大字栗林字松原562番の1地先)から県道中野豊野線との交差点(中野市大字草間字西原1646番の4地先)まで(バイパス)	両側各100メートル以内

を

県道中野小布施線	中野市と上高井郡小布施町との境界から上高井郡小布施町道294号線との交差点まで	両側各100メートル以内
県道御牧原大日向線	北佐久郡北御牧村道御牧原幹線との交差点から北佐久郡北御牧村道切久保御牧原線との交差点まで	両側各100メートル以内

に

改め、同表の県道諏訪湖四賀線の項中「諏訪市大字上諏訪1792番の257地先」を「諏訪市大字上諏訪1792番地257地先」に改め、同表の伊那市道環状南線の項及び伊那市道上新田16号線の項中「県道伊那辰野停車場線」を「県道伊那生田飯田線」に改め、同表の伊那市道三峰川右岸土地改良幹線の項中「伊那市道西伊那線」を「県道西伊那線」に改め、同表中

大町市道沓掛柿ノ木線	一般国道147号との交差点から大糸線との交差点まで	両側各150メートル以内
	大糸線との交差点から県道有明大町線との交差点(大町市大字常盤字泉東原5625番の17地先)まで	両側各300メートル以内
大町市道野口28号線	県道槍ヶ岳線との交差点から大町市道木崎野口線との交差点まで	両側各300メートル以内
大町市道木崎野口線	大町市道野口28号線との交差点から県道小島信濃木崎停車場線との交差点まで	両側各300メートル以内

を

大町市道木崎野口泉線	一般国道148号との交差点から県道槍ヶ岳線との交差点まで	両側各300メートル以内	に、
大町市道沓掛柿ノ木線	一般国道147号との交差点から大糸線との交差点まで	両側各150メートル以内	
	大糸線との交差点から県道有明大町線との交差点(大町市大字常盤字泉東原5679番地先)まで	両側各300メートル以内	
大町市道青木佐野坂線	佐野坂トンネル南口(大町市大字平23497番の2地先)から大町市と北安曇郡白馬村との境界まで	両側各100メートル以内	
大町市道泉36号線	県道有明大町線との交差点から県道槍ヶ岳線との交差点まで	両側各300メートル以内	
茅野市道1B297号線	茅野市道1B402号線との交差点から茅野市道2級26号線との交差点まで	両側各500メートル以内	
茅野市道1B402号線	一般国道152号との交差点から茅野市道1B297号線との交差点まで	両側各500メートル以内	

小県郡東部町道 和110号線	県道小諸上田線との交差点から上田市と小県郡東部町との境界まで	両側各300メートル以内。ただし、上田市の区域を除く。	を
-------------------	--------------------------------	-----------------------------	---

小県郡東部町道 和110号線	県道小諸上田線との交差点から上田市と小県郡東部町との境界まで	両側各300メートル以内。ただし、上田市の区域を除く。	に
諏訪郡下諏訪町 道湖岸通り線	県道岡谷下諏訪線との交差点から諏訪郡下諏訪町道東赤砂通り線との交差点まで	諏訪郡下諏訪町道東赤砂通り線との交差点に向かって右側50メートル以内及び左側諏訪湖岸まで	

改め、同表の木曾郡山口村道1-2号線の項中「一般国道19号」を「木曾郡山口村道4号線」に改め、同表の木曾郡山口村道1-3号線の項中「交差点」の次に「(木曾郡山口村大字神坂4544番の8地先)」を加え、同表中

南安曇郡穂高町道2級23号線	県道穂高明科線との交差点から豊科穂高地区農免農道との交差点(南安曇郡穂高町大字北穂高1214番の1地先)まで	両側各300メートル以内	を
上水内郡信濃町道信濃幹線1号線	一般国道18号との交差点(上水内郡信濃町大字柏原字毛無2338番地1地先)から一般国道18号との交差点(上水内郡信濃町大字柏原字毛無2378番地2地先)まで	両側各100メートル以内	

南安曇郡穂高町道1級20号線	県道穂高明科線との交差点から豊科穂高地区農免農道との交差点(南安曇郡穂高町大字北穂高1216番地先)まで	両側各300メートル以内	に、
上高井郡小布施町道406号線	長野電鉄河東線との交差点から中野市と上高井郡小布施町との境界まで	両側各100メートル以内	
上高井郡小布施町道414号線	一般国道403号との交差点から上高井郡小布施町道406号線との交差点まで	両側各100メートル以内	
上高井郡小布施町道668号線	一般国道403号との交差点から上高井郡小布施町道669号線との交差点まで	両側各100メートル以内	
上水内郡豊野町道千曲河畔線	一般国道117号との交差点(上水内郡豊野町大字蟹沢字南曾峯307番地1地先)から上水内郡豊野町大字蟹沢字手子塚1342番地1地先まで	両側各300メートル以内	

ほ場整備農道常盤北地区支道6号線	県道有明大町線との交差点からふるさと農道仏崎線との交差点まで	両側各300メートル以内	を
豊科穂高地区農免農道	県道柏矢丁田沢停車場線との交差点(南安曇郡豊科町大字南穂高6403番地11地先)から南安曇郡穂高町道2級23号線との交差点(南安曇郡穂高町大字北穂高1214番の1地先)まで	両側各300メートル以内	
ふるさと農道仏崎線	ほ場整備農道常盤北地区支道6号線との交差点から県道槍ヶ岳線との交差点まで	両側各300メートル以内	

豊科穂高地区農 免農道	県道柏矢丁田沢停車場線との交差点 (南安曇郡豊科町大字南穂高6125番 地先) から南安曇郡穂高町道1級20 号線との交差点(南安曇郡穂高町大 字北穂高1216番地先) まで	両側各300メー トル以内
----------------	---	------------------

に

改め、同表の篠ノ井線の項中「更埴市大字八幡字柳田日影7366番のイ地先から県道姨捨停車場線」を「更埴市大字八幡字柳田日影7366番の6地先から更埴市道9485号線」に改め、同表の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を削り、同備考の4を同備考の2とする。

両側各500メー
トル以内。ただ
し、次に掲げる
地域を除く。

1 小県郡東部
町の区域内
次に掲げる
道路の両側各
30メートル以
内の地域

(1) 県道東部
望月線のう
ち小県郡東
部町道田中
50号線との
交差点から
小県郡東部
町道常田桜
井線との交
差点までの
区間

(2) 県道東部
望月線のう
ち小県郡東
部町大字田
中字下沖
291番の2
地先から同
町大字田中
字下沖287
番の1地先
までの区間

(3) 小県郡東
部町道田中
西海野線の
うち県道丸

別表第3の一般国道18号の項中

両側各500メー
トル以内。ただ
し、小県郡東部
町の区域のうち、
次に掲げる道路
の両側各30メー
トル以内の地域
を除く。

1 県道東部望
月線のうち小
県郡東部町道
田中50号線と
の交差点から
小県郡東部町
道常田・桜井
線との交差点
までの区間

2 県道東部望
月線のうち小
県郡東部町大
字田中字下沖
291番の2地
先から同町大
字田中字下沖

を

に

子東部インター線との交差点から県道東部望月線との交差点までの区間
 2 上田市及び小県郡東部町の区域内
 一般国道18号のうち県道大川大屋停車場線との交差点から一般国道152号との交差点までの区間の埴科郡坂城町に向かって左側しなの鉄道線までの地域以外の地域

287番の1地先までの区間
 3 小県郡東部町道田中・西海野線のうち県道丸子東部インター線との交差点から県道東部望月線との交差点までの区間

改め、「一般国道18号との交差点」の次に「(上田市大字上塩尻字横堰170番の3地先)」を加え、「埴科郡坂城町道A04号線」を「埴科郡坂城町道B040号線」に、「更埴市道3018号線」を「更埴市道4228号線」に改め、同表の一般国道20号の項中

中央本線との交差点(諏訪市大字四賀字町田125番ノ3地先)から諏訪市道上諏訪四賀線との交差点まで	両側各100メートル以内
諏訪市と諏訪郡下諏訪町との境界から下諏訪町道富部新道線との交差点まで	岡谷市に向かって右側100メートル以内

を

諏訪市と諏訪郡下諏訪町との境界から諏訪郡下諏訪町道富部新道線との交差点まで	岡谷市に向かって右側100メートル以内
---------------------------------------	---------------------

に改め、同表中

県道岡谷下諏訪線	諏訪郡下諏訪町道古川通り線との交差点から岡谷市道岡谷215号線との交差点まで	諏訪市に向かって右側諏訪湖岸まで	を
県道宮村湯田中停車場線	終点から起点に向かって80メートル(下高井郡山ノ内町大字平穩字町南299番の4地先)まで	起点に向かって右側40メートル以内	

県道岡谷下諏訪線	諏訪郡下諏訪町道赤砂通り線との交差点から諏訪郡下諏訪町道古川通り線との交差点まで	諏訪郡下諏訪町道古川通り線との交差点に向かって右側諏訪湖岸まで	に、
県道宮村湯田中停車場線	終点から起点に向かって80メートル(下高井郡山ノ内町大字平穩字町南299番の4地先)まで	起点に向かって右側40メートル以内	
上田市道川原柳豊里線	神里橋(上田市大字林之郷字上川原564番の1地先)から上田市と小県郡東部町との境界まで	両側各100メートル以内	
岡谷市道32号線	岡谷市道岡谷215号線との交差点から岡谷市道長地310号線との交差点まで	岡谷市道長地310号線との交差点に向かって右側諏訪湖岸まで	
岡谷市道長地310号線	岡谷市道32号線との交差点から岡谷市と諏訪郡下諏訪町との境界まで	諏訪郡下諏訪町との境界に向かって右側諏訪湖岸まで	

諏訪郡下諏訪町道古川通り線	諏訪郡下諏訪町道田中線との交差点から県道岡谷下諏訪線との交差点まで	諏訪市に向かって右側諏訪湖岸まで	を
---------------	-----------------------------------	------------------	---

諏訪郡下諏訪町道古川通り線	諏訪郡下諏訪町道田中線との交差点から県道岡谷下諏訪線との交差点まで	諏訪市に向かって右側諏訪湖岸まで	に
諏訪郡下諏訪町道赤砂通り線	県道岡谷下諏訪線との交差点から諏訪郡下諏訪町と岡谷市との境界まで	岡谷市との境界に向かって左側諏訪湖岸まで	

改め、同表のしなの鉄道の項中「小県郡東部町道羽毛田赤岩線」を「小県郡東部町道羽毛田・赤岩線」に、「小県郡東部町道滋野停車場線」を「小県郡東部町道常田・桜井線」に、「小県郡東部町道滋野77号線」を「小県郡東部町道滋野16号線」に、「小県郡東部町

道常田桜井線」を「小県郡東部町道常田・桜井線」に、「小県郡東部町道田中西海野線」を「小県郡東部町道田中・西海野線」に改める。

別表第4の上田駅前広場の項中「秋和上堀線（平成8年長野県告示第203号）」を「秋和踏入線（平成14年長野県告示第112号）」に、「上田都市計画道路3・4・4秋和上堀線」を「上田都市計画道路3・4・4秋和踏入線」に改める。

別表第6の軽井沢町屋外広告物特別規制地域の2の(1)中「第一種住居専用地域、第二種住居専用地域」を「第一種低層住居専用地域」に、「住居地域内」を「第一種住居地域内」に改め、同(1)のA中「住居地域」を「第一種住居地域」に改め、同表の国道117号沿道屋外広告物特別規制地域の1中「豊田インターチェンジ」を「豊田飯山インターチェンジ」に、「下水内郡栄村大字大門251番の1地先」を「下水内郡栄村大字豊栄字大門251番の1地先」に、「飯山市大字静間字並柳1345番の1地先)まで」を「飯山市大字静間字町尻1345番の1地先)まで」に、

清川橋（飯山市大字静間字並柳1345番の1地先）から飯山市大字飯山字有尾3598番の14地先まで（バイパス）

飯山市大字飯山字有尾3598番の14地先から同市大字飯山字有尾3585番の5地先まで

飯山市大字飯山字有尾3585番の5地先から飯山市道7-397号線との交差点まで（バイパス）

を

清川橋（飯山市大字静間字町尻1345番の1地先）から飯山市道7-397号線との交差点まで（バイパス）

に改め、同表の白馬村屋外広告

物特別規制地域の付表中

県単農道白馬1号線

を

北安曇郡白馬村道3149号線

に改め、同

付表の備考を削る。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

建築管理課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第25号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則（昭和39年長野県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第16号」を「第19号」に改める。

第5条の見出しを「(記録及び収入状況報告)」に改め、同条第2項中「出先機関及び」を「現地機関及び」に、「出先機関等」を「現地機関等」に、「収納状況を」を「収入状況を」に、「証紙による収入の収納状況報告書」を「証紙による収入状況報告書」に改め、同条第3項中「収納状況の」を「収入状況の」に、「収入の収納状況」を「収入状況」に改める。

第9条第2項中「100分の5」を「100分の3.15」に改める。

別表の1の(3)を削り、同1の(4)を同1の(3)とし、同表の2の(28)を同2の(29)とし、同2の(27)を同2の(28)とし、同2の(26)の次に次のように加える。

(27) 長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例（昭和25年長野県条例第19号）に基づく受講料

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号) (第5条関係)

年 月 日						
様						
現地機関等の長 印 (課の長)						
証紙による収入状況報告書						
長野県収入証紙規則第5条の規定により、次のとおり報告します。						
証紙による 収入の種類	前期までの 収入額 (ア)	今 期 収 入 額			収入額累計 (ア)+(イ)	備 考
		件 数	単 価	収 入 額 (イ)		
	円		円	円	円	

- (備考)
- 1 「前期までの収入額」に誤りがあつたことを発見した場合には、その理由を付し、次期報告書においてこれを訂正すること。
 - 2 4月から6月までを1期と、7月から9月までを2期と、10月から12月までを3期と、1月から3月までを4期として報告すること。
 - 3 収入額の属する期別区分は、長野県収入証紙規則第4条の規定による消印期日によるものとする。
 - 4 この様式により難いものにあつては、この様式に準じて作成することができること。

様式第5号の第1片中「(納入)」を「(納入)」に改め、同様式の第2片中

「

納	入		殿
---	---	--	---

」を「

納	入		様
---	---	--	---

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過処置)

- 2 この規則の施行の日前に売りさばき人が買い受けた証紙の返還に係る還付については、平成19年3月31日までの間においては、この規則による改正後の長野県収入証紙規則第12条第2項中「第9条第2項」とあるのは、「長野県収入証紙規則の一部を改正する規則(平成14年長野県規則第26号)による改正前の長野県収入証紙規則第9条

第2項」とする。

会 計 局

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第26号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「又は人件費と人件費以外の節との」を「(第2号から第8号までに掲げる節の相互間の流用を除く。)又は人件費に係る」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号を同項第1号とし、同項第4号から第12号までを2号ずつ繰り上げる。

第43条第1項中「支出命令書（様式第128号の2）」の次に「又は様式第128号の5」を加える。

第44条第1項中「様式第128号の2）」の次に「又は様式第128号の5」を加える。

第48条中「又は前条」を削り、「第46条第2項中」を「同項中」に改める。

第92条第3項中「(以下「納付書等」という。)」を削る。

第95条本文中「、口座振替払」を削り、同条ただし書を削る。

第96条中「以下」を「以下この条において」に、「、税」を「又は税」に改め、「、口座振替払」及び「又は給与等で資金前渡職員に口座振替払をするもの」を削り、「書類」を「書類又は」に改め、「又は給与等支給内訳書」を削る。

第123条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により定められた予定価格の公表については、別に定める。

第162条第1項中「又は様式第128号」を「、様式第128号又は様式第128号の5」に改め、同条第2項中「様式第128号の2)に」を「様式第128号又は様式第128号の5)に」に、「)を出納長」を「又は様式第128号の5)を出納長」に改める。

別表第1の11中「諏訪警察署 岡谷警察署 辰野警察署」を「茅野警察署 諏訪警察

署 岡谷警察署」に改める。

別表第2の2の(3)のアの(イ)のaの(e)、同bの(d)及び同cの(d)中「様式第128号の2」を「様式第128号の2又は様式第128号の5」に改め、同イの(ア)のa及び同イのa中「様式第128号」を「様式第128号又は様式第128号の5」に改め、同b中「様式第128号の2」を「様式第128号の2又は様式第128号の5」に改め、同(カ)中

「旅行命令(依頼) 概算請求票(連記用) 精算請求」を「旅行依頼 概算請求票 精算請求」に改め、同(ク)を削り、同

(ケ)を同(ク)とし、同(コ)を同(ケ)とし、同(カ)を同(コ)とし、同(シ)を同(サ)とし、同(ス)を同(シ)とし、同(6)のアの(ア)中「又は様式第128号」を「、様式第128号又は様式第128号の5」に改め、同(イ)中「様式第128号の2」を「様式第128号の2又は様式第128号の5」に改め、同(エ)中「様式第128号」を「様式第128号又は様式第128号の5」に改め、同(カ)中「様式第128号の2」を「様式第128号の2又は様式第128号の5」に改める。

別表第4の9旅費の項中「又は」を「」、旅行依頼、概算請求、精算請求票(「に、様式第139号)移転証明書(様式第140号)を「様式第139号」に、

「

旅行命令・請求票(赴任旅費にあつては、これらの帳票のほかに移転証明書)

」を「

旅行命令・請求票

」に改める。

様式第18号中「年度 頁」を「年度」に改める。


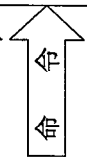

様式第128号の4の次に次の様式を加える。

(様式第128号の5) (別表第2関係)

課 所 下 コ ー ド	課 所 名	年 度	負 担 行 為 番 号	命 令 番 号	年 月 日
会 計	合 算 目 録	項 目	件 数	代 表	代 表
繰 越 約			集 合 お 支 私 通 知	件 数	合 枝 算 番
金 額	負 担 行 為 現 在 額	円	支 払 残 額	円	円
相 手 払 額	振 替 額	円	委 任 ・ 譲 渡 額	円	円
受 入 額	配 当 予 算 残 額	円	集 枝	合 枝 番	
相 手 方 の 住 所					
様					
支 払 方 法	支 場	預 種 別	金 別	文 区 分	年 月 日
内 容	隔 地	口 番	座 号	支 払 日	

内容											算番
繰越											合枝
契約		款	項	目	節	工・事	配当予算 残額				円
金額		円	負担行為 現在額				支払残額				円

内容											算番
繰越											合枝
契約		款	項	目	節	工・事	配当予算 残額				円
金額		円	負担行為 現在額				支払残額				円

 決 議
 命 令
 確 認

執行機関										
出納機関										
決裁区分	決裁権者	決 裁	回	議	事務担当者					

給付完了の検査 検査職員職氏名	年 月 日	公有財産管理帳票	物品受入帳票	物 品 直 払
	印	印	印	印

(備考) この様式は、別表第4に定める支出決定のとき又は請求のあつたときに支出負担行為として整理をすることができる経費の場合に使用することができること。

様式第137号から様式第140号までを次のように改める。

(様式第137号) (別表第2 関係)

旅行命令(依頼) 票		起 票		旅行、請求者		命令印		
概算請求		種 別		所 属		決裁回議		
(特会に限り記載)		金 額		職 名		命令権者確認印		
款 項	目 節	金 額	種 別	概算金額	氏 名	追給(返納)額	精 算	
		円	金 額	円		円	出納員	
			受領、精算印					
			出納機関印					
月・日	用務の内容	発着地・経過地	方法	距離	運賃等	急行料金	特別車両(船室)	備 考
・				km	円	円	円	
・								
・								
・								
・								
・								
・								
・								
計					円	円	円	交通費計 ①
								円

宿 泊 料		食卓料	備 考	旅行雑費計		円
月・日	宿泊施設名			金額	円	
		円		合計	①～④の計	円
				摘要		
	計	② 円				
		③ 円				

(注) 方法が「自家用車」の場合は、備考欄に「自家用車の登録番号、自家用車の運転者・同乗者の別」を記載すること。

精算者印

旅行雑費精算書

月・日	項 目	金 額	内 容	月・日	項 目	金 額	内 容
・		円		・		円	
・				・			
・				・			
・				・			

(注) 領収証等は、裏面にはり付けること。
 (備考) 実情に応じ、この様式に準じて作成することができること。

(様式第138号) (別表第2関係)

旅概精算 行算請請 依請請 頼求求 票	所属		旅行、請求者 職氏名 職・級・号																				
	項	目	金額	宿泊施設		種別	概算金額	精算金額	追給(返納)額		精算												
	款		円	金額	金額	金額	円	円	甲地	乙地	日数	金額											
特会に限り記載																							
會計																							
命令	月・日	用務の内容	発着、経過地	行程は又時間	km 時間	運賃	急行	特別車両(船室)	陸路	km	金額	その他	金額	全	日	1/2 (1/3)	日	夜	夜	日	金額	円	
①																							
②																							
③																							
④																							
⑤																							
⑥																							
事務担当者	変更命令	変更事項	計	計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			摘要	摘要																			

(備考) 1 この様式は、国家公務員の例により費用弁償を支給する場合に使用すること。
 2 実情に応じ、この様式に準じて作成すること。

(様式第139号) (別表第2関係)

(表)

旅行命令請求票		起票		旅行、請求者		命令印		決裁回議	
赴任概算請求		旧所属		所属職名氏名		④			
用務の内容		住所		概算金額		精算金額		命令権者確認印	
赴任のため		旧		円		円		出納員	
(特会に限り記載)		新		種別		追給(返納)額		精算	
会計		金額		金額		金額		金額	
款		項目		金額		金額		金額	
		受領、精算印							
		出納機関印							
移転料		引越業者代		レンタカー代		レンタカーガソリン代		有料道路代	
km		円 a		円 b		円 c		円 d	
		円		円		円		円 e	
着後手当		家賃等		宿泊料・食卓料相当		自家用車車賃		② a ~ e の計	
1か月の家賃		手数料+礼金等		月・日		宿泊料		食卓料	
(上限円) ×		円 ①		・		宿泊施設		備考	
1か月の家賃		円		・					
円		円		計				円	
移転雑費		移転雑費定額		円		移転雑費		円	

職員 の移動に係る交通費等	月・日	発着地・経過地		方法	距離	運賃等	急行料金	特別車両 (船室)	備	考		
		宿泊施設	宿泊料								食卓料	
鉄道賃等	・					円	円	円				
	・											
	・											
		計									①	円
宿泊料 食卓料	月・日	宿泊施設	宿泊料	食卓料	備	考	計	精算者印	職員 の交通費等 ①+②+③			
	・						②		円	円		
旅行 雑費	・	内容・金額									③	円
鉄道賃等	月・日	発着地・経過地		方法	距離	運賃等	急行料金	特別車両 (船室)	備	考		
	・											
	・											
	・											
	・											
		計									① a + b + c	円
宿泊料 食卓料 着後手 当相当	月・日	宿泊施設	宿泊料	食卓料	備	考					扶養親族 移転料 ①+②	
	・										円	
	・										円	
		計									②	円
摘要										合計	円	

(裏)

移転申告書

区分	氏名	続柄	生年月日	年齢	備考		
移転した者	本人						
	扶養親族						
移転年月日					異動発令年月日		
上記のとおり移転しました。							
				年	月	日	職氏名

印

(注) 領収証等は、下余白にはり付けすること。
 (備考) 実情に応じ、この様式に準じて作成することができること。

(様式第140号) 削除

附則

この規則是、平成14年4月1日から施行する。

会計局